

あなたの気になる年金記録 もう一度、ご確認を！

いまだ約2200万件の持ち主が確認できていない記録が残っています。

あらためて、ご自身の年金記録に「もれ」や「誤り」があるのではとご心配のある方は、お近くの年金事務所等にご相談ください。

年金記録の確認は「ねんきんネット」が簡単・便利！

ご家族の助けを受けて年金記録を発見した方もいらっしゃいます。

いつでも最新の年金記録を確認できます！

「ねんきんネット」では、時間を気にせず、24時間いつでも、最新の年金記録を確認できます。

記録の「もれ」や「誤り」の発見が容易になります

年金に加入されていない期間、標準報酬月額の変動など、確認いただきたい記録が、わかりやすく表示されています。

平成25年2月から、氏名や生年月日等を入力して、持ち主不明の記録の中に、ご自身の記録があるかどうか調べることができます。

【受付】月～金曜日9：00～20：00 第2土曜日9：00～17：00 ※土日(第2土曜日を除く)・祝日はご利用になれません。

【お問い合わせ先】ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル TEL0570-058-555

※050または070から始まる電話でおかけになる場合 TEL03-6700-1144

【ホームページ】 <http://www.nenkin.go.jp>

日本年金機構

町税は納期限内に納めましょう

町税は、定められた期限までに自主的に納めていただくことになっております。

納付をうっかり忘れ、**納期限を過ぎますと** 督促状や催告書が送られるほか、**本来納めるべき税額のほかに延滞金もあわせて納めなければなりません。**

また、町税を滞納のままにしておきますと、滞納者の財産（給与、預貯金、不動産等）について、差押え等の滞納処分を受けることになります。

このように町税の滞納は、納税者にとって不利益となるだけでなく滞納整理に費用がかかり、この費用も納税者の税金から支出することになりますので、町税を有効に活用するためにも、納期限内の納税にご協力ください。

町税は福祉・教育・土木事業など町民生活に係わりの深いあらゆる行政活動の重要な財源となるものです。町政の円滑な推進に町税が有効に活用されるよう納期限内納付にご協力ください。

延滞金

納期限までに完納されない場合には、納期限の翌日から納める日までの期間の日数に応じ、年14.6%の割合で延滞金がかかります。ただし、納期限の翌日から1か月以内の期間については、年7.3%（この期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、この期間の属している年の前年の11月30日現在の「基準割引率および基準貸付利率」に4%を加算した割合）の割合となっています。

計算例：

平成24年度 町民税・道民税（普通徴収）第1期分（納期限 平成24年6月30日）67,800円を平成24年9月30日に納めた場合

67,000円（1,000円未満端数切り捨て）× 4.3% × 31日（納期限の翌日から1ヵ月経過する日（7月31日）まで）÷ 365=244円（1円未満端数切り捨て）・・・A

67,000円（1,000円未満端数切り捨て）× 14.6% × 61日（8月1日から納付日（9月30日）まで）÷ 365=1,634.8円（1円未満端数保有）・・・B

A + B = 244円 + 1,634.8円 = 1,878.8円（100円未満端数切り捨て）延滞金額は、1,800円

●お問い合わせ 財政課 税務グループ

